官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁五）　二
〔法規的告示〕
○令和九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一一六五）　二
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五九）　二
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六〇）　三
○カンボジア王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六一）　三
○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二六二）　三
○確定給付企業年金法施行令第六十七条第三項の規定に基づき指定法人の指定の取消を公告する件（厚生労働三一五）　三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第三項の規定に基づき指定法人の指定の取消を公告する件（同三一六）　三
○国民年金基金令第二十条第四項の規定に基づき国民年金基金が業務の一部を委託することができる法人の指定の取消を公告する件（同三一七）　三
○確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき指定法人の指定を公告する件（同三一八）　三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第三項の規定に基づき指定法人の指定を公告する件（同三一九）　三
○国民年金基金令第二十条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による国民年金基金が業務の一部を委託することができる法人の指定を公告する件（同三二〇）　三
○国民年金基金令第二十条第四項の規定に基づき同条第二項の規定による国民年金基金が業務の一部を委託することができる法人の指定を公告する件（同三二一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一六六～一一八〇）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一〇五八）　六
○都市計画に関する件（同一〇五九、一〇六〇）　六
○肱川水系肱川及び矢落川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深の変更に関する件（四国地方整備局五九）　六
○那賀川水系那賀川及び派川那賀川・桑野川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深の変更に関する件（同六〇）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　六
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
試験事務を行う登録実施機関について（関東運輸局）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二五
会社その他
戸籍が滅失した件（法務省告示配一二二）　八
原戸籍が滅失した件（同一二三）　八